

目 次

告示

- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正について…………… 3
- 平成27年度北海道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査の実施について… 3
- 通達・通知**
- 通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について等について…………… 7

告 示

北海道教育委員会告示第47号

口頭による開示請求を行うことができる個人情報(平成6年北海道教育委員会告示第77号)の一部を次のように改正する。

平成26年 7月29日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道公立学校教員採用候補者選考検査の項中「第一次検査」を「第1次検査」に、「第二次検査」を「第2次検査」に、「総合ランク」を「総合ランク及び各検査の評価」に、「発送した日から」を「発送した日の翌日から」に改める。

北海道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査の項中「作文検査の評価」を「作文検査の得点」に、「総合ランク」を「総合ランク及び各検査の評価」に改める。

北海道教育委員会告示第48号

平成27年度北海道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査を次の要領により行う。

平成26年 7月29日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

平成27年度北海道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査実施要領

1 目的

この検査は、平成27年度北海道立学校実習助手及び寄宿舎指導員の採用候補者を選考するために行うものです。

2 募集する受検区分及び職務内容

受検区分	採用教科	職務内容
実習助手	農業	農業に関する学科を置く高等学校等において、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、食品製造等の実習について、教諭の職務を助ける。
	工業	工業に関する学科を置く高等学校等において、機械・電気・建築等の実習について、教諭の職務を助ける。
	水産	水産に関する学科を置く高等学校等において、海洋技術・漁業・水産食品製造・機関等の実習について、教諭の職務を助ける。
	その他	高等学校及び特別支援学校における実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
寄宿舎指導員	—	特別支援学校の寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する(宿直勤務あり)。

- 注1 受検は、1種類の受検区分及び教科の選択とし、併願及び出願後の変更は認めません。
- 注2 「工業(土木)」については、採用予定がないため募集しておりません。
- 注3 「その他」における実験・実習は、主に理科・家庭科に関するものですが、配置となる学校により、情報、福祉等の教科に関するものがあります。
- 注4 各受検区分の職務内容の具体例は別表を参照してください。

3 受検資格

(1) 一般選考

高等学校を卒業した者若しくは平成27年3月31日までに卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、昭和40年4月2日以降に生まれたものとします。

ただし、実習助手における農業、工業及び水産については、上記に加えて、各受検教科関係の学科を卒業した者(平成27年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)又はそれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者とします。

また、次のいずれかに該当する者は、受検できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者を含みません。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 障がい者特別選考

一般選考の受検資格に加えて、身体障害者手帳(1級から6級まで)の交付を受けており、自力による通勤ができ、介護者なしに実習助手又は寄宿舎指導員として職務の遂行が可能なる者とします(一般選考との併願はできません。)

4 採用予定数

(1) 実習助手 30名程度(障がい者特別選考含む。)

(2) 寄宿舎指導員 10名程度(障がい者特別選考含む。)

5 出願手続

(1) 出願書類(各1部)

ア 願書

イ 自己推薦書

ウ 受検通知用はがき

通常はがきを使用し、宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、裏面は記入しないこと。

エ 第1次検査結果通知用封筒

長形3号封筒を使用し、宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、82円切手を貼ること。

オ 身体障害者手帳の写し(障がい者特別選考受検者に限る。)

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受付期間	備考
持参する場合	平成26年8月18日(月)から平成26年9月2日(火)まで	9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
郵送する場合	平成26年9月2日(火)の消印のものまで有効	角形2号封筒により「簡易書留」扱いとすること。

注1 受付期間終了後に提出された出願書類や、不備のある出願書類は受け付けません。また、受理した書類は返却しません。

注2 出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

注3 送付する場合にあつては、メール便等の託送では受け付けません。

- (3) 出願書類の提出先
北海道教育庁総務政策局教職員課
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階
- (4) 受検票の交付
受検票は、平成26年9月22日（月）までに到着するよう交付します。
なお、期日までに到着しない場合は、出願書類の提出先に問い合わせてください。
- (5) その他
身体に障がいがある方については、障がい者特別選考の志願者に限らず、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めております。
検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に連絡してください。
- 6 検査期日
- (1) 第1次検査 平成26年9月28日（日）
(2) 第2次検査 平成26年11月9日（日）
※ 第2次検査は、第1次検査に合格した者のみ受検できます。
- 7 検査会場
第1次検査及び第2次検査は、いずれも次の会場で実施します。
北海道札幌南高等学校
札幌市中央区南18条西6丁目1-1（地下鉄南北線 幌平橋駅下車 0.7km）
電話 011-521-2311
- 8 検査の日程及び内容
- (1) 第1次検査

9:30 ～ 9:50	受付（各検査室入室）
9:50 ～10:00	検査上の注意・連絡
10:00 ～11:00	筆記検査
11:20 ～12:10	作文検査（400字以内）

筆記検査は、高等学校卒業程度の内容とし、公務員として必要な一般的知識及び教養について行います。

- (2) 第2次検査

8:20 ～ 8:40	受付（各検査室入室）
8:40 ～ 9:00	検査上の注意・連絡
9:00 ～ 9:50	適性検査（Ⅰ）
10:05 ～10:35	適性検査（Ⅱ）
11:00 ～	面接検査 ※受検者ごとに別に指定する時間（指定された時間の変更は認めません。） ※冒頭に口頭による3分間の自己アピールをしていただきます。

- 9 選考結果の通知等

- (1) 第1次検査の合格者については、平成26年10月24日（金）に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分ごとに受検番号を掲載します。
なお、同日に第1次検査の結果について本人へ発送します。
- (2) 採用候補者名簿の登録者については、平成26年12月12日（金）に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分ごとに受検番号を掲載します。
なお、同日に第2次検査の結果について、採用候補者名簿に登録する者としいない者に区分して本人へ発送します。

また、採用候補者名簿の有効期限は、平成28年3月31日です。

(3) 選考検査結果の開示請求

第1次検査で不合格となった者及び第2次検査の結果、登録にならなかった者については、北海道個人情報保護条例第27条の規定により、結果通知書を発送した日の翌日から1か月間に限り、受検者本人が自己の検査結果（第1次検査については筆記検査及び作文検査の得点、第2次検査については総合ランク（BからDまで）及び各検査の評価）について、口頭による開示請求をすることができます。

口頭による開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

10 採用の方法

(1) 採用は、登録者の中から、平成27年4月から平成28年3月までの間において欠員が生じたときに行いますが、登録が直ちに採用を意味するものではありません。

(2) 採用に当たっては、健康判定審査において「適」の判定を受けることが必要です。

(3) 受検区分が実習助手の場合、採用希望教科以外の教科に採用されることがあります。

(4) 採用候補者名簿登載期間中に、次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。

ア 正当な理由がなく勤務地を限定した場合

イ 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合

ウ 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、実習助手・寄宿舍指導員としてふさわしくない事実があった場合

11 給与（平成26年4月1日現在）

(1) 初任給（給料＋教職調整額＋教員特別手当＋給料の調整額）

（単位：円）

配置となる校種	高校卒	短大卒	大学卒
高等学校	153,776	171,726	195,486
特別支援学校	162,146	181,079	206,133

※ 寄宿舍指導員の配置先は、寄宿舍のある特別支援学校のみです。

※ 上記の初任給は、新規学卒者の場合であり、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

※ 平成26年度は給与月額から30歳以下は2%、31歳以上は2.9%減額して支給しています（表は30歳以下の減額後の金額です。）。

(2) 各種手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

12 その他

(1) 検査当日は、受検票、筆記用具、上履き、靴袋を持参してください。

なお、空き缶、弁当容器などのゴミは各自の持ち帰りとします。

(2) 検査会場の敷地内は、禁煙です。

(3) 検査会場及びその周辺には駐車場がありませんので、自家用車による受検は禁止します。公共交通機関を利用してください。

(4) 携帯電話の検査時間中の使用を禁止します。

(5) 不正が明らかになった場合は、その者の受検を中止します。

この検査に関する問合せ先

北海道教育庁総務政策局教職員課道立学校人事グループ

電話 (011) 231-4111 内線 35-225

別表

実習助手・寄宿舍指導員の職務内容について

職 種	職 務 内 容

実習助手	<ul style="list-style-type: none"> ○実験・実習の準備及び後片付け ○実習室等の環境整備 (整理・整頓) ○実験・実習に使用される機械・機器・計器等の保守・管理等 ○実験・実習に使用する機材等の情報収集 ○薬剤等の管理、調整 ○授業における教諭の補助 ○実習レポートの受付・返却 ○教材作成の補助 ○教材プリント・各種資料の印刷 ○考査・各種検定の監督補助 <p style="text-align: right;">など</p>
寄宿舎指導員	<ul style="list-style-type: none"> ○寄宿舎の環境整備 (清掃等) ○健康状態の観察及び保持増進 ○起床・就寝時の寝具等の整理 ○食事指導、手洗いや洗面指導 ○衣服の着脱指導 ○排泄、入浴指導 ○自学自習への援助 ○集団生活における児童生徒の役割分担等の指導 ○遊び、集団遊びの指導 ○通院、帰省指導 ○卒業後の自活生活等に関する事前指導 ○保護者等との電話対応 <p style="text-align: right;">など</p>

*上記内容はあくまでも例示であり、配置となる学校により異なる場合があります。

通 達 ・ 通 知

教 給 第320号
平成26年 7月29日

各 次 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について等について (通知)
通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について (平成26年 7月15日付け人委第194号) 等の通知が別記 1 及び別記 2 のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

- 1 通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について (平成26年 7月15日付け人委第194号) (別記 1)
- 2 復職時等における号俸の調整の運用についての一部改正について (平成26年 7月15日付け人委第195号) (別記 2)

(教育職員局給与課給与制度グループ)

別記 1

人 委 第194号
平成26年 7月15日

北 海 道 総 務 部 長

北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について（通知）

通勤手当に関する規則の運用について（昭和44年4月15日付け44人委第240号通知）の一部が次のとおり改正されたので、通知します。

記

第3条関係第4項第5号中「休業」を「大学院修学休業」に改め、同項第6号中「の規定により休業」を「に規定する自己啓発等休業」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をした場合

第17条の3関係第2項第2号中「育児休業にされ」を「育児休業をし」に、「休業にされ、法」を「大学院修学休業をし、法」に、「の規定により休業にされ、又は」を「に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は」に改める。

（給与課給与グループ）

別記2

人委第195号
平成26年7月15日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

復職時等における号俸の調整の運用についての一部改正について（通知）

復職時等における号俸の調整の運用について（平成18年3月31日付け人委第648号通知）の一部が次のとおり改正されましたので、通知します。

記

前書き中「第5条又は」を「第5条、」に改め、「第3条」の次に「又は北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号）第10条及び北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則（北海道人事委員会規則22-0）第3条」を加える。

第2中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改め、第2の第1項中「職員又は」を「職員、」に、「職員が」を「職員又は同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をした職員が」に改め、第2の第2項中「職員又は」を「職員、配偶者同行休業の終了により職務に復帰した職員又は」に、「期間又は」を「期間、配偶者同行休業の期間又は」に改める。

（給与課給与グループ）